

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 5 条—第 13 条の 2）

第 2 節 仲卸業者（第 14 条—第 24 条）

第 3 節 売買参加者（第 25 条—第 29 条）

第 4 節 関連事業者（第 30 条—第 34 条）

第 3 章 売買取引及び決済の方法（第 35 条—第 66 条）

第 4 章 物品の品質管理（第 67 条）

第 5 章 市場施設の使用（第 68 条—第 76 条）

第 6 章 監督（第 77 条—第 78 条の 2）

第 7 章 雑則（第 79 条—第 85 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、長崎市中央卸売市場業務条例（昭和 50 年長崎市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（取扱品目）

第 3 条 条例第 3 条の規定による規則で定めるその他の物品は、うずらの卵、青果物の缶詰及び青果物の瓶詰とする。

2 卸売業者は、取扱品目に該当するかどうかについて疑義がある場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（販売開始時刻等）

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定による卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、午前 0 時から午後 3 時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

2 卸売のためのせり開始時刻は、午前 7 時とし、午前 9 時 30 分までに終了するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者

（業務の許可申請）

第 5 条 条例第 6 条の 2 第 2 項の規定による許可申請書の提出は、卸売業務許可申請書（第 1 号様式）により行うものとし、当該申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 使用人名簿
- (4) 役員の履歴書
- (5) 市町村長の発行する役員の身元証明書
- (6) 役員の住民票の写し
- (7) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

- (8) 卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号。以下「省令」という。）別記様式第 2 号の例により作成した最近 2 年間における事業報告書
- (9) 当該事業年度開始の日以後 2 年間における事業計画書
- (10) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
- ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の 2 分の 1 以上に相当する議決権を有する関係
- イ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員を占める関係
- ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の 100 分の 10 以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）
- (11) 申請の日前 30 日以内の日現在において作成した純資産額調書（第 2 号様式）
- (12) 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
- (13) 業務を執行する役員が、条例第 6 条の 2 第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面  
（許可証の交付）

第 5 条の 2 市長は、条例第 6 条の 2 第 1 項の規定により卸売の業務を許可したときは、卸売業務許可証（第 3 号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定により交付を受けた卸売業務許可証を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、速やかなその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

（純資産額）

第 5 条の 3 条例第 6 条の 2 第 5 項の規定により純資産額を計算する場合には、第 1 号に掲げる資産の額の合計額から第 2 号に掲げる負債の額の合計額を控除するものとする。

(1) 資産

- ア 現金
- イ 預金（支払期日が 1 年以内に到来しない定期預金を除く。）
- ウ 売掛金
- エ 受取手形
- オ 有価証券（親会社株式、投資有価証券及び子会社株式を除く。）
- カ 親会社株式
- キ 商品
- ク 貯蔵品
- ケ 前渡金（荷主前渡金を除く。）
- コ 荷主前渡金
- サ 前払費用（1 年以内に償却され費用となるものに限る。）
- シ 未収収益
- ス 立替金
- セ 短期貸付金
- ソ 未収金
- タ 仮払金

- チ アからタまでに掲げるもの以外の流動資産
- ツ 建物
- テ 構築物
- ト 機械及び装置
- ナ 船舶及び車両その他の陸上運搬具
- ニ 工具、器具及び備品
- ヌ 土地
- ネ 建設仮勘定
- ノ ツからネまでに掲げるもの以外の有形固定資産
- ハ のれん
- ヒ 借地権（地上権を含む。）
- フ 電話加入権
- ヘ 施設負担金
- ホ ハからへまでに掲げるもの以外の無形固定資産
- マ 投資有価証券（子会社株式を除く。）
- ミ 子会社株式
- ム 出資金（子会社出資金を除く。）
- メ 子会社出資金
- モ 長期貸付金
- ヤ 開設者預託保証金
- ユ 定期預金（支払期日が一年以内に到来しないものに限る。）
- ヨ 長期前払費用（サに掲げるものを除く。）
- ラ 事業者保険料
- リ マからラまでに掲げるもの以外の投資等
- ル 創立費
- レ 開業費
- ロ 試験研究費
- ワ 開発費
- ヲ 新株発行費
- ン ルからヲまでに掲げるもの以外の繰延資産

(2) 負債

- ア 受託販売未払金
- イ 買掛金
- ウ 支払手形
- エ 短期借入金
- オ 未払金（未払税金を除く。）
- カ 未払税金
- キ 未払費用
- ク 前受金
- ケ 預り金（預り保証金を除く。）
- コ 前受収益
- サ 仮受金
- シ 賞与引当金
- ス アからシまでに掲げるもの以外の流動負債
- セ 長期借入金

- ソ 預り保証金
- タ 退職給付引当金
- チ セからタまでに掲げるもの以外の固定負債
- ツ 引当金（シ、ス、タ及びチに掲げるものを除く。）

2 前項に規定する資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日（以下「計算日」という。）における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（純資産基準額）

第5条の4 条例第6条の3第1項の規定による純資産基準額は、次の表に掲げるとおりとする。

卸売金額	純資産基準額
50億円未満	3,000万円
50億円以上100億円未満	6,600万円
100億円以上200億円未満	1億5,000万円
200億円以上300億円未満	2億7,000万円
300億円以上400億円未満	3億6,000万円
400億円以上500億円未満	4億5,000万円
500億円以上700億円未満	6億円
700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
1,000億円以上	12億円

2 前項の表の卸売金額は、当該事業年度の開始日前1年間の卸売の金額（条例第6条の2第1項の許可を受けて1年を経過しない者にあつては、第5条第9号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後1年間の卸売予定金額）とする。

（純資産額回復の申出）

第5条の5 条例第6条の3第3項の規定による申出をしようとする者は、純資産額回復申出書（第4号様式）に、純資産額調書を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（純資産額の報告）

第5条の6 条例第6条の4の規定による報告は、毎年3月31日及び9月30日を計算日として純資産額調書を作成し、当該純資産額調書に係る計算日から60日以内に市長に報告しなければならない。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請）

第5条の7 条例第6条の5第3項の規定による申請書の提出は、卸売業者事業譲渡し及び譲受け認可申請書（第5号様式）、卸売業者合併認可申請書（第6号様式）又は卸売業者分割認可申請書（第7号様式）により行うものとする。

2 第5条の規定は、卸売業者事業譲渡し及び譲受け認可申請書、卸売業者合併認可申請書及び卸売業者分割認可申請書の提出について準用する。この場合において、第5条中「次に掲げる書類」とあるのは、譲渡し及び譲受けの認可に係るものにあつては「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、合併の認可に係るものにあつては「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、分割の認可に係るものにあつては「次に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。

（事業報告書の作成）

第5条の8 条例第6条の9の規定による事業報告書の作成は、省令別記様式第2号により行わなければならない。

（事業報告書の閲覧）

第5条の9 条例第6条の10第1項の規則で定める部分は、貸借対照表及び損益計算書とする。

2 条例第6条の10第1項の規定による閲覧は、省令第7条第2項に規定する方法によるものとする。

3 条例第6条の10第2項に規定する正当な理由は、省令第7条第4項に掲げる理由とする。

(帳簿の区分経理)

第5条の10 条例第6条の11に規定する帳簿の区分経理は、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。

(保証金の額)

第5条の11 条例第8条第1項の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

卸売合計額	保証金額
20億円未満	200万円
20億円以上50億円未満	300万円
50億円以上80億円未満	400万円
80億円以上100億円未満	500万円
100億円以上	600万円

2 前項の表に規定する卸売合計額は、当該年度の開始日前1年間の卸売金額の合計額(条例第6条の2第1項の許可を受けてその業務開始後1年を経過しない者にあつては、業務開始後1年間の卸売金額の合計額の予定額)とする。

(保証金充当の有価証券)

第6条 条例第8条第3項の規定による規則で定める有価証券の価格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国債証券及び地方債証券 額面金額に相当する額
- (2) 日本銀行が発行する出資証券及び特別の法律により法人が発行する債券 額面金額の100分の90に相当する額

(せり人の登録申請等)

第7条 条例第12条第2項の規定による登録申請書及び条例第13条第2項の規定による登録更新申請書の提出は、せり人/登録/登録更新/申請書(第8号様式)により行うものとし、当該申請書には、登録又は更新を受けようとするせり人に関するもので、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市町村長の発行する身元証明書
- (2) 住民票の写し
- (3) 条例第12条第4項第2号、第4号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (4) 写真

2 条例第12条第3項の規定による通知は、せり人登録通知書(第9号様式)により行うものとし、同項に規定する登録証は、せり人登録証(第10号様式)とする。

(せり人試験)

第8条 条例第12条第5項の規定によるせり人についての試験の方法及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 試験の方法 筆記試験又は口述試験
- (2) 試験の内容

ア 市場業務に関する法令等についての専門的知識

イ 卸売業務を行うのに必要な知識

(せり人の記章)

第9条 条例第16条の規定による規則で定める記章は、せり人章(第11号様式)とする。

(せり人の登録証等の再交付)

第10条 第5条の2第2項の規定は、せり人が交付を受けたせり人登録証又はせり人章について準用する。

2 前項の規定より準用する第5条の2第2項の規定によるせり人章の再交付に当たっては、その実費額を徴収するものとする。

(せり人の消除の届出)

第11条 卸売業者は、せり人を解雇したとき又はせり人が死亡したとき若しくはせり人が条例第12条第4項第1号、第2号又は第4号から第6号までのいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なくその旨を市

長に届け出るとともに、そのせり人をしてせり人登録証及びせり人章を返還させなければならない。

(卸売業者の帽子の着用)

第 12 条 卸売業者の業務を執行する役員及び使用人は、市場内においては卸売業者が定めた帽子を着用しなければならない。

(報告書等の提出)

第 13 条 卸売業者は、毎月末日現在における次に掲げる報告書等を作成し、翌月の 10 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 残高試算表
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 販売先別・販売方法別月間売上高報告書
- (5) 産地別・品目別月間売上高報告書
- (6) 品目別・産地別月間売上高報告書
- (7) 売上高報告書
- (8) 兼業報告書

(不適格事項該当の届出)

第 13 条の 2 卸売業者は、条例第 6 条の 2 第 3 項第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 卸売業者でなくなった者は、遅滞なく卸売業務許可証を市長に返還しなければならない。

第 2 節 仲卸業者

(業務の許可申請)

第 14 条 条例第 18 条第 2 項の規定による許可申請書の提出は、仲卸業務許可申請書（第 1 2 号様式）により行うものとし、当該申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 使用人名簿
- エ 役員の履歴書
- オ 市町村長の発行する役員の身元証明書
- カ 役員の住民票の写し
- キ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- ク 省令別記様式第 2 号の例により作成した最近 2 年間における事業報告書
- ケ 当該事業年度開始の日以後 2 年間における事業計画書
- コ 申請者が他の法人に対する支配関係を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
- サ 申請の日前 30 日以内の日現在に作成した純資産額調書
- シ 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
- ス 業務を執行する役員が、条例第 18 条第 3 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 履歴書
- イ 市町村長の発行する身元証明書
- ウ 住民票の写し

エ 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類

オ 申請者が条例第 18 条第 3 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(許可証の交付)

第 15 条 市長は、条例第 18 条第 1 項の規定により仲卸しの業務を許可したときは、仲卸業務許可証（第 1 3 号様式）を交付するものとする。

2 第 5 条の 2 第 2 項の規定は、前項の仲卸業務許可証について準用する。

(保証金の額)

第 16 条 条例第 20 条第 1 項の規定による仲卸業者の預託すべき保証金の額は、20 万円とする。

(仲卸業者章の交付)

第 17 条 市長は、仲卸業者が前条の規定による保証金を預託したときは、仲卸業者章（第 1 4 号様式）を交付するものとする。

2 第 5 条の 2 第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定は、前項の仲卸業者章について準用する。

(仲卸補助者の承認及び取消し)

第 18 条 仲卸業者は、役員又は使用人のうち、市場において卸売業者が行う卸売に参加させる者（以下「仲卸補助者」という。）について市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする仲卸業者は、仲卸補助者承認申請書（第 1 5 号様式）に、承認を受けようとする仲卸補助者に関する次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 市町村長の発行する身元証明書

(3) 住民票の写し

(4) 暴力団員等でないことを誓約する書面

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る仲卸補助者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを承認しないものとする。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 卸売業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

(3) 次項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者であるとき。

(4) 青果物の取扱業務について、1 年以上の経験を有しないとき、又は必要な能力を有していない者であるとき。

(5) 暴力団員等であるとき。

4 市長は、第 1 項の承認を受けた仲卸補助者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。

(1) 前項第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号のいずれかに該当することとなつたとき、又は業務上必要な能力を有しなくなつたとき。

(2) 仲卸業者が、当該仲卸補助者について仲卸業者補助者辞退届（第 1 6 号様式）により承認の辞退を届け出たとき。

(仲卸補助者章の交付)

第 19 条 市長は、前条第 1 項の承認をしたときは、仲卸補助者章（第 1 7 号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定による仲卸補助者章の交付に当たっては、その実費額を徴収するものとする。

3 第 5 条の 2 第 2 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条の規定は、前項の仲卸補助者章について準用する。

(仲卸業者章等の着用)

第 20 条 仲卸業者及び仲卸補助者は、市場内においては市長が交付する仲卸業者章又は仲卸補助者章を貼付した帽子を着用しなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請)

第 21 条 条例第 22 条第 3 項の規定による認可申請書の提出は、仲卸業者事業譲渡し及び譲受け認可申請書(第 18 号様式)並びに仲卸業者合併認可申請書(第 19 号様式)及び仲卸業者分割認可申請書(第 20 号様式)により行わなければならない。

2 第 14 条の規定は、前項の認可申請書について準用する。この場合において、第 14 条各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは、譲渡し及び譲受けの認可に係るものについては「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、合併の認可に係るものについては「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、分割の認可に係るものについては「次に掲げる書類並びに分割に係る計画書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。

(相続の認可の申請)

第 22 条 条例第 23 条第 4 項の規定による認可申請書の提出は、仲卸業務相続認可申請書(第 21 号様式)により行うものとし、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸しの業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し
- (2) 申請者(その者に法定代理人があるときはその者及びその法定代理人)の履歴書、市町村長の発行する身元証明書及び住民票の写し
- (3) 申請者が条例第 18 条第 3 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書等の提出)

第 23 条 条例第 25 条の規定による事業報告書の提出は、仲卸業務事業報告書(第 22 号様式)により行わなければならない。

(不適格事項該当の届出)

第 24 条 仲卸業者は、条例第 18 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号から第 8 号まで又は第 10 号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 仲卸業者でなくなつた者は、遅滞なく仲卸業務許可証及び仲卸業者章を市長に返還しなければならない。

### 第 3 節 売買参加者

(売買参加者の承認申請)

第 25 条 条例第 26 条第 2 項の規定による承認申請書の提出は、売買参加者承認申請書(第 23 号様式)により行うものとし、当該申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の場合
  - ア 定款
  - イ 登記事項証明書
  - ウ 使用人名簿
  - エ 役員の履歴書
  - オ 市町村長の発行する役員の身元証明書
  - カ 役員の住民票の写し
  - キ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
  - ク 省令別記様式第 2 号の例により作成した最近 2 年間における事業報告書
  - ケ 当該事業年度開始の日以後 2 年間における事業計画書
  - コ 申請者が他の法人に対する支配関係を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
  - サ 申請の日前 30 日以内の日現在において作成した純資産額調書



- シ 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
- ス 業務を執行する役員が、条例第 26 条第 3 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 履歴書
- イ 市町村長の発行する身元証明書
- ウ 住民票の写し
- エ 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
- オ 申請者が条例第 26 条第 3 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(売買参加者承認証の交付)

第 26 条 市長は、条例第 26 条第 1 項の規定により売買参加者の承認をしたときは、売買参加者承認証（第 24 号様式）及び売買参加者章（第 25 号様式）を交付するものとする。

2 第 5 条の 2 第 2 項の規定は、前項の売買参加者承認証について準用し、同条の規定は、売買参加者章について準用する。

3 第 20 条の規定は、売買参加者について準用する。

(売買参加補助者の承認及び取消し)

第 27 条 売買参加者は、役員又は使用人のうち、市場において卸売業者が行う卸売に参加させる者（以下「売買参加補助者」という。）があるときは、売買参加補助者承認申請書（第 26 号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第 18 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の売買参加補助者について準用する。この場合において、第 18 条第 2 項各号列記以外の部分中「仲卸業者」とあるのは「売買参加者」と、「仲卸補助者承認申請書（第 15 号様式）」とあるのは「売買参加補助者承認申請書」と、「仲卸補助者に」とあるのは「売買参加補助者に」と、同条第 3 項中「仲卸補助者」とあるのは「売買参加補助者」と、「売買参加者」とあるのは「仲卸業者」と、同条第 4 項中「仲卸補助者が」とあるのは「売買参加補助者が」と、「仲卸業者が、当該仲卸補助者」とあるのは「売買参加者が、当該売買参加補助者」と、「仲卸業者補助者辞退届（第 16 号様式）」とあるのは「売買参加者補助者辞退届」と読み替えるものとする。

(売買参加補助者章の交付等)

第 28 条 市長は、前条第 1 項の承認をしたときは、売買参加補助者章（第 27 号様式）を交付するものとする。

2 第 5 条の 2 第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条及び第 19 条第 2 項の規定は、前項の売買参加補助者章について準用する。

3 第 20 条の規定は、売買参加補助者について準用する。

(不適格事項該当の届出)

第 29 条 売買参加者は、条例第 26 条第 3 項第 1 号、第 3 号、第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 売買参加者でなくなった者は、遅滞なく売買参加者承認証及び売買参加者章を市長に返還しなければならない。

#### 第 4 節 関連事業者

第 30 条 削除

(許可の申請)

第 31 条 条例第 29 条第 2 項の規定による許可申請書の提出は、関連事業者許可申請書（第 28 号様式）により行うものとし、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 定款

- イ 登記事項証明書
  - ウ 使用人名簿
  - エ 役員の履歴書
  - オ 市町村長の発行する役員の身元証明書
  - カ 役員の住民票の写し
  - キ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
  - ク 省令別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書
  - ケ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
  - コ 申請者が他の法人に対する支配関係を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
  - サ 申請の日前30日以内の日現在において作成した純資産額調書
  - シ 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
  - ス 条例第30条第2号及び第5号から第7号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (2) 個人の場合
- ア 履歴書
  - イ 市町村長の発行する身元証明書
  - ウ 住民票の写し
  - エ 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
  - オ 申請者が条例第30条第1項第2号及び第5号から第7号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(関連事業者の許可証の交付)

第32条 市長は、条例第29条第1項の規定により許可したときは、関連事業者業務許可証(第29号様式)を交付するものとする。

2 第5条の2第2項の規定は、前項の関連事業者業務許可証について準用する。

(保証金の額)

第33条 条例第31条第3項の規定による規則で定める保証金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

業種	保証金額
物品卸売業・飲食店業	20万円
冷蔵庫業	100万円
その他の関連事業者	市長が別に定める額

(不適格事項該当の届出)

第34条 関連事業者は、条例第30条第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 関連事業者でなくなった者は、遅滞なく関連事業者業務許可証を市長に返還しなければならない。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(物品の即日販売)

第35条 卸売業者は、当日の販売開始時刻までに受領した受託物品は、その日のうちに上場するよう努めなければならない。

(物品の上場順位)

第36条 物品の上場順位は、原則としてその物品の市場到着順とする。

第37条 削除

(売買取引の方法)

第38条 卸売業者が、市場において行う卸売は、現品、見本又は銘柄によつて行わなければならない。

2 卸売業者は、見本又は銘柄による卸売をする場合には、その販売開始時刻前に当該物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項を卸売場に提示しなければならない。

(物品の下見)

第 39 条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をする場合には、その開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見が十分できるよう、卸売場に配列しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、現品又は見本の下見を行い、取引の適正化に努めなければならない。

(売買取引の単位等)

第 40 条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であるときには、重量以外の単位によることができる。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により重量以外の単位で売買取引を行つたときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを当該売買取引が行われた日から 1 年間保存しなければならない。

(1) 品目

(2) 適用単位

(3) 重量によることが困難な理由

3 卸売業者は、前項の書面について市長から求めがあつたときは、これを提出しなければならない。

(指値のある受託物品の上場)

第 41 条 卸売業者は、指値（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）のある受託物品については、卸売の販売開始時刻前にその旨を当該物品に表示し、かつ、上場の際呼び上げなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による表示及び呼び上げを行わなかつたときは、その指値をもつて仲卸業者及び売買参加者に対抗することができない。

(指値のある未販売受託物品の措置)

第 42 条 卸売業者は、前条第 1 項に係る受託物品で相当の期間内に販売することができないものがあるときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、損傷、腐敗その他原因によつて、その指示を待つことにより委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(せり売の方法)

第 43 条 せり売は、その販売物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、開始しなければならない。

2 せり参加者のうち最高価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）をもつて申し込みをした者をせり落し人とする。ただし、指値のある受託物品については、最高価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

3 せり人は、最高価格の申込者が 2 人以上あるときは、抽選その他適当な方法でせり落し人を決定しなければならない。

4 せり人は、せり落し人が決定したときには、遅滞なくせり落し価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）及びせり落し人の番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第 44 条 入札は、卸売業者が入札しようとする物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後入札に参加しようとする者に対し、入札票（第 30 号様式）に氏名、入札金額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）その他必要な事項を記載させて行わなければならない。

2 開札は、入札終了後遅滞なく行わなければならない。

3 入札者のうち最高価格をもつて申し込みをした者を落札者とする。ただし、指値のある受託物品については、最高価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する入札者の入札は、無効とする。

- (1) 入札者の確認がし難いとき。
- (2) 入札金額その他必要な記載事項が不明なとき。
- (3) 入札に際し、不正又は不当な行為があつたとき。
- (4) 同一人が 2 通以上の入札票により入札したとき。
- (5) 入札者がその入札に関し、条例若しくはこの規則又はこれらに基づいて行ふ指示に違反したとき。

2 卸売業者は、前項第 3 号の規定により入札が無効となつたときは、開札の際にその理由を明示し、当該入札が無効な旨を告知するとともに、再入札をしなければならない。

(異議の申立て)

第 46 条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落し又は落札の決定について異議があるときは、その旨を市長に申し立てることができるものとする。

2 前項の申立ては、せり落し又は落札後遅滞なく行わなければならない。

3 市長は、異議の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(卸売業務以外の業務の届出)

第 47 条 条例第 38 条第 1 項に規定する卸売業務を補完するために行ふ業務は、条例第 6 条の 2 第 2 項の規定による申請の際、提出された事業計画書に記載された卸売業務以外の業務で、卸売業務を補完するために行ふ業務として市長が適当と認める業務とする。

2 条例第 38 条第 1 項の規定による届け出は、卸売業務以外の業務／開始／変更／届出書（第 31 号様式）により行ふものとする。

(差別的取扱いの禁止等)

第 48 条 条例第 39 条第 2 項に規定する正当な理由は、省令第 6 条に掲げる理由とする。

(市場外にある物品の保管場所の指定)

第 49 条 条例第 40 条第 1 項の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、市場外卸売場所指定解除届出書（第 32 号様式）を市長に提出するものとする。

2 条例第 40 条第 2 項の規定による申請書の提出は、市場外卸売場所指定申請書（第 33 号様式）により行わなければならない。

(卸売業者の取引の報告)

第 50 条 条例第 41 条の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行ふこととし、それぞれ翌月 10 日までに提出するものとする。

- (1) 条例第 41 条第 1 号の規定による報告 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書（第 34 号様式）
- (2) 条例第 41 条第 2 号の規定による報告 市場外にある物品の卸売に関する報告書（第 35 号様式）
- (3) 条例第 41 条第 3 号の規定による報告 卸売の相手方としての買受け報告書（第 36 号様式）
- (4) 条例第 41 条第 4 号の規定による報告 仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品買受等報告書（第 37 号様式）

第 51 条 削除

(受託契約約款の届出)

第 52 条 条例第 45 条第 1 項及び第 3 項の規定による届け出は、受託契約約款／制定／変更／届出書（第 38 号様式）により行ふものとする。

(受託物品の確認検査)

第 53 条 条例第 47 条第 1 項及び第 3 項の規定による確認は、その物品のある場所において卸売業者立会いのうえ当該物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、内容、重量、鮮度、品質等について行ふものとする。ただし、同条第 2 項による場合で、その物品のある場所において確認を行うことが困難な場合は、写真等により確認を行ふものとする。

(販売原票の作成)

第 54 条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、遅滞なく販売原票を作成し、5 年間保存しなければならない。

2 卸売業者は、販売原票に基づき売渡票を作成し、買受人に交付しなければならない。

3 卸売業者は、当該月に作成した販売原簿の写し（電子計算機を使用して作成した場合にあっては、当該販売原票を記録した電磁的記録媒体）を翌月 20 日までに市長に提出しなければならない。

(卸売業者以外の者からの買入れに関する報告)

第 55 条 条例第 49 条の規定による報告は、当該月に販売した実績を翌月 10 日までに、卸売業者以外の者からの買入れ物品販売報告書（第 39 号様式）により行うものとする。

(仲卸しの業務以外の業務の届出)

第 56 条 条例第 50 条の規定による届け出は、仲卸しの業務以外の業務／開始／変更／届出書（第 40 号様式）により行うものとする。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第 57 条 条例第 52 条の 2 の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(卸売予定数量等の報告)

第 58 条 条例第 53 条第 1 項の規定による報告は、前日の卸売の数量及び価格と併せて、卸売予定数量等報告書（第 41 号様式）により販売開始時刻までに行わなければならない。

2 条例第 53 条第 2 項の規定による報告は、卸売結果報告書（第 42 号様式）により販売終了後行わなければならない。ただし、主要な品目ごとの、主要な産地、卸売の数量及び卸売価格の報告については、主要品目販売価格報告書（第 43 号様式）により販売終了後遅滞なく行わなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第 59 条 条例第 54 条第 1 項の規定による同項第 1 号の公表は、別表第 1 に掲げる物品について、販売開始時刻までに行うものとする。

2 条例第 54 条第 1 項の規定による同項第 2 号の公表は、前条第 2 項において報告した主要な品目について、販売終了後遅滞なく行うものとする。

3 条例第 54 条第 1 項の規定による同項第 3 号の公表は、翌月 10 日までに行うものとする。

4 前 3 項による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第 60 条 条例第 55 条第 2 項の規定による公表は、別表第 1 に掲げる主要品目を、インターネットの利用及び市場内の掲示板への掲示により行うものとする。

第 61 条 削除

(売買仕切金の支払方法)

第 62 条 条例第 56 条に規定する売買仕切金の支払方法は、現金払又は送金とする。ただし、委託者との特約がある場合には、この限りでない。

(出荷奨励金の報告)

第 63 条 条例第 59 条第 2 項の規定による報告は、出荷奨励金交付報告書（第 44 号様式）により、出荷奨励金を交付した月の属する月の翌月 20 日までに行うものとする。

(買受代金の支払方法)

第 64 条 条例第 60 条第 1 項に規定する買受代金の支払方法は、現金払又は送金とする。ただし、卸売業者との特約がある場合には、この限りでない。

2 条例第 60 条第 2 項に規定する買受代金の支払期日は、物品を買い受けた日とする。

第 64 条の 2 条例第 60 条の 2 第 1 項に規定する買受代金の支払期日は、物品を買い受けた日の属する月の翌月末日までとする。

2 条例第 60 条の 2 第 2 項に規定する買受代金の支払期日は、物品を買い受けた日の属する月の翌月末日ま

でとする。

3 条例第 60 条の 2 第 3 項に規定する買受代金の支払方法は、現金払又は送金とする。ただし、出荷者との特約がある場合には、この限りでない。

(卸売代金の変更)

第 65 条 条例第 61 条ただし書の規定により正当な理由があると確認する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 市場取引の経験から予見できない瑕疵(かし)があつて、見本と現品との内容が著しく相違しているとき。

(2) 粗悪品が混入し、選別不十分と認められるとき。

(3) 表示された量目と内容が著しく相違しているとき。

(4) せり人若しくは販売担当者の故意又は過失により見本と現品との内容が著しく相違しているとき。

2 前項の規定により正当な理由があると確認を受けた卸売業者が当該物品の卸売代金を変更したときは、販売原票に理由を明示しなければならない。

第 66 条 削除

第 4 章 物品の品質管理

(物品の品質管理の方法)

第 67 条 条例第 63 条第 3 項の規定による物品の品質管理は、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)その他関係法令に基づき行うものとする。

第 5 章 市場施設の使用

(市場施設の使用申請)

第 68 条 条例第 64 条第 3 項に規定する指定申請書又は許可申請書は、市場施設使用/指定/許可/申請書(第 45 号様式)とし、当該申請書には、同条第 4 項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(許可証等の交付)

第 69 条 市長は、条例第 64 条第 1 項の指定又は同条第 2 項の許可をしたときは、市場施設使用/指定/許可/証(第 46 号様式)を交付するものとする。

(市場施設の使用に係る保証金)

第 70 条 条例第 64 条第 6 項の規定による預託すべき保証金の額は、当該預託に係る同条第 2 項の市場施設の使用の許可を受けた日の属する月分の使用料月額に相当する額とする。

(市場施設変更申請等)

第 71 条 条例第 66 条第 1 項の規定による市長の承認は、市場施設変更承認申請書(第 47 号様式)に設計図を添えて市長に提出することにより受けるものとする。

2 使用者は、前項の承認に係る工事が完成したときは、遅滞なく市長に届け出て、その検査を受けなければ当該施設を使用することができない。

(施設の返還等)

第 72 条 条例第 67 条の規定による市長の指定する期間は、15 日以内とする。

2 条例第 67 条に規定する相続人等が、前項の期間内に市場施設を返還しないときは、当該施設の返還を完了するまでの間、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(使用料等)

第 73 条 条例第 70 条第 1 項の規定による使用料は、別表第 2 に定める金額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(使用料及び使用面積の計算方法)

第 74 条 月額による使用料については、使用期間が 1 月に満たない場合及び使用期間に 1 月未満の端数がある場合は、日割計算によるものとする。

2 日割計算の方法は、月額料金を 30 で除した額に、その月において使用した日数を乗ずるものとする。

- 3 使用面積が1平方メートルに満たないとき及び使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 4 前条又は前3項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(電力、ガス、水道等の費用の負担及び納付期限)

第75条 条例第70条第5項の規定による電力、電話、ガス、上下水道、冷暖房等の費用で、市長が指定するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 使用の指定又は使用の許可を受けた市場施設で使用するもの(共同使用に係るものを含む)。
- (2) 前号以外で市場施設の使用の許可を受けて使用するもの。

2 前項の費用は、その月分を翌月末までに納付しなければならない。

3 市長は、使用者がその使用に係る第1項の費用を滞納したときは、当該施設の電力等の使用を停止することができる。

(使用料の減免)

第76条 条例第71条第2項の規定による減免申請書の提出は、使用料減免申請書(第48号様式)により行うものとする。

## 第6章 監督

(身分を示す証明書)

第77条 条例第73条第2項に規定する証明書は、立入検査員身分証明書(第49号様式)とする。

(流動比率及び自己資本比率の基準等)

第78条 条例第74条第1項第1号に規定する規則で定める率は、1とする。

2 条例第74条第1項第2号に規定する規則で定める率は、0.1とする。

3 条例第74条第1項第3号に規定する規則で定める場合は、連続する3以上の事業年度において経常損失が生じた場合とする。

(財務基準)

第78条の2 条例第74条第3項第1号に規定する規則で定める率は、1とする。

2 条例第74条第3項第2号に規定する規則で定める率は、0.05とする。

3 条例第74条第3項第3号に規定する規則で定める連続する事業年度は、3事業年度とする。

## 第7章 雑則

(卸売業務の代行による報告等)

第79条 卸売業者は、条例第84条第1項の規定による処分を受け卸売業務を行うことができなくなった場合には、未販売の受託物品について、遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は、条例第84条第2項の規定により自ら委託物品の販売をするときは、遅滞なくその旨を販売委託者に通知するものとする。

(臨時せり人)

第80条 条例第84条第2項の規定により市長が卸売の業務を代行するときは、せり人として登録されている者に、臨時にせり売りをさせるものとする。

(住所不明による掲示)

第81条 市長は、売買参加者等の住所又は居所が不明のため書類の送達をすることができない場合には、市場内の掲示板に掲示するものとする。

(入場者の守るべき事項)

第82条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 市場内において、暴行、脅迫その他不穏な行為をしないこと。
- (2) 市場内において、他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 市場内に廃棄物、危険物等を持ち込まないこと。
- (4) 前3号のほか市長が管理上必要があると認める事項

(告知事項)

第 83 条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、市場内に当該事項を告知するものとする。その変更があつたときも同様とする。

- (1) 条例第 4 条第 2 項の規定により臨時に休日を定め、又は休日に臨時に開場するとき。
- (2) 条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき。
- (3) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者若しくは関連事業者の許可若しくは承認をしたとき、又はその許可若しくは承認を取り消したとき。
- (4) 条例第 6 条の 5 第 1 項の規定により卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき又は同条第 2 項の規定により卸売業者たる法人の合併若しくは分割を認可したとき。
- (5) 条例第 22 条第 1 項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき又は同条第 2 項の規定により仲卸業者たる法人の合併若しくは分割を認可したとき。
- (6) 条例第 23 条第 1 項の規定により仲卸業者の仲卸しの業務の相続を認可したとき。
- (7) 条例第 52 条第 3 項の規定により物品の売買を差し止めたとき、又は市場外に撤去を命じたとき。
- (8) 条例第 75 条の規定による処分をしたとき。
- (9) 市場に関する法令、条例、規則等の改正があつたとき。
- (10) その他市長が必要があると認めるとき。

(臨時休日等の通知)

第 84 条 卸売業者は、前条第 1 号及び第 2 号の規定による告知があつたときは、遅滞なくその旨を業務の取扱上必要と認める者に通知しなければならない。

(委任)

第 85 条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附 則抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 50 年 6 月 24 日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 長崎市青果地方卸売市場業務規則（昭和 48 年長崎市規則第 10 号）は、昭和 50 年 6 月 30 日から廃止する。

(経過措置)

- 3 昭和 52 年 3 月までの仲卸業者市場使用料については、別表仲卸業者市場使用料の預金額の欄中「600 円」とあるのは「550 円」と読み替えて同表の規定を適用する。

附 則（昭和 57 年 3 月 27 日規則第 9 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 8 月 11 日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 29 日規則第 19 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則第 73 条、第 74 条及び別表の規定は、平成元年 4 月分の使用料から適用し、同月分前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 4 月 6 日規則第 20 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（平成 8 年 11 月 1 日規則第 65 号）



この規則は、平成8年11月5日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第63号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第95号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成13年6月29日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成15年3月31日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成17年4月22日規則第74号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成18年1月30日規則第6号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年5月1日規則第58号）

（施行期日）

1 この規則は、長崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成18年長崎市条例第13号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成19年3月2日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 17 日規則第 120 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 31 日規則第 54 号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 7 条第 1 項第 2 号、第 14 条第 6 号、第 18 条第 2 項第 3 号、第 22 条第 2 号、第 25 条第 1 号エ及び同条第 2 号ウ並びに第 31 条第 1 号カ及び同条第 2 号ウの改正規定 平成 24 年 7 月 9 日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、長崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成 25 年長崎市条例第 19 号）の施行の日から施行する。

（低温売場使用料に係る計算方法の特例）

- 2 この規則の施行の日が月の初日以外の日である場合における低温売場施設の使用料に係る計算方法は、長崎市中央卸売市場業務条例施行規則第 74 条第 2 項に規定する日割計算の方法によるものとする。

（経過措置）

- 3 改正前の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 26 年 1 月 23 日規則第 11 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 19 日規則第 85 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、長崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成 28 年長崎市条例第 35 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日規則第 12 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市中央卸売市場業務条例施行規則第 70 条の規定は、この規則の施行の日以後に市場施設の使用の許可を受ける者の保証金について適用し、同日前に市場施設の使用の許可を受けた者の保証金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 31 日規則第 64 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 21 日規則第 62 号）

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

別表第1（第59条、第60条関係）

種類	主要品目
野菜	だいこん、にんじん、たけのこ、ごぼう、れんこん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、きゅうり、かぼちや、トマト、なす、ピーマン、とうもろこし、いんげん、さやえんどう、かんしよ、ばれいしよ、さといも、やまのいも、たまねぎ、しょうが、生しいたけ、まつたけ及びびえのきたけ
果実	温州みかん、甘夏みかん、はつさく、りんご、なし、ぶどう、かき、びわ、もも、くり、いちご、すいか、メロン、バナナ、レモン、オレンジ及びグレープフルーツ

別表第2（第73条関係）

種別	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額 100円
低温売場施設使用料	1式 月額 86,900円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第49条に規定する卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の3.0に相当する額
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額 600円
買荷保管積込所使用料	A 1平方メートルにつき 月額 380円
倉庫使用料	B 1平方メートルにつき 月額 100円
倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 520円
冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 520円
関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき 月額 1,290円
関係業者事務所用使用料	卸売場棟 1平方メートルにつき 月額 500円
	関連事業者棟 1平方メートルにつき 月額 500円
	管理棟 1平方メートルにつき 月額 1,280円
	冷蔵庫棟 1平方メートルにつき 月額 500円
仮眠所使用料	1平方メートルにつき 月額 500円
会議室使用料	1時間につき 700円
屋上駐車場使用料	1平方メートルにつき 月額 50円
空地使用料	1平方メートルにつき 月額 340円

## 備考

- 「A」とは、仲卸業者に使用貸与する買荷保管積込所をいう。
- 「B」とは、仲卸業者以外の者に使用貸与する買荷保管積込所をいう。

第1号様式(第5条関係)

卸売業務許可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 名称  
所在地  
代表者氏名



長崎市中央卸売市場業務条例第6条の2第1項の規定により、次のとおり卸売業務の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

所在地				
名称及び代表者氏名				
企業形態				
資本金又は出資金				
取扱品目				
役員	役職名	氏名	役職名	氏名

第2号様式（第5条、第5条の5、第14条、第25条、第31条関係）

純資産額調書（ 年 月 日現在）

（あて先）長崎市長

年 月 日

業 者  
名 称  
代表者氏名

㊤

長崎市中央卸売市場業務条例 の規定により 年 月 日現在の純資  
長崎市中央卸売市場業務条例施行規則  
産額調書を提出する。

科 目	帳簿価格	評 価 額	備 考
A 資産合計	千円	千円	

B 資産合計

純 資 産 額 (A - B)			

- 1 受取手形割引高 千円
- 2 受取手形譲渡高 千円
- 3 保証債務額 千円
- 4 支配関係を持っている法人に対する債権等明細書

会社名	短期債権						長期債権				受取手形割引高	受取手形裏書譲渡高	保証債務額	備考
	売掛金	受取手形	前渡金	短期貸付金	その他	小計	長期貸付金	長期差入保証金	その他	小計				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合計														

5 卸売業務の取扱高

年 月	受託販売	買付販売	合計
	千円	千円	千円
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
合計			



許 番 号	第 号
-------------	--------

卸 売 業 務 許 可 証

次のとおり卸売業務を許可する。

所 在 地	
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
取 扱 品 目	

年 月 日

長崎市長





第4号様式(第5条の5関係)

純資産額回復申出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

卸売業者  
名 称  
代表者氏名



純資産額が回復したので、長崎市中央卸売市場業務条例第6条の3第3項の規定により関係書類を添えて申し出ます。

添付書類 純資産額調書

第5号様式(第5条の7関係)

卸売業者事業譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

譲渡人  
卸売業者  
所在地  
申請者 名称及び代表者氏名 (印)  
譲受人  
所在地  
名称及び代表者氏名 (印)  
〔法人の場合は、その名称及び主たる  
事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

長崎市中央卸売市場業務条例第6条の5第1項の規定により、次のとおり卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲 渡 人	名 称			
	卸売業務の許可年月日		許可番号	第 号
	資本金又は出資金			
	代表者氏名			
譲 受 人	名 称			
	卸売業務の許可年月日		許可番号	第 号
	資本金又は出資金			
	代表者氏名			
譲渡し及び譲受けの卸売りの業務に係る取扱品目				
譲渡し及び譲受けの予定年月日				
譲渡し及び譲受けの内容及び条件				
譲渡し及び譲受けを必要とする理由				

第6号様式(第5条の7関係)

卸売業者合併認可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

卸売業者

所在地

名称及び代表者氏名



所在地

名称及び代表者氏名



長崎市中央卸売市場業務条例第6条の5第2項の規定により、次のとおり卸売業者の合併の認可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

合併前の法人	名 称		
	卸売業務の許可年月日		
	許 可 番 号	第 号	第 号
	資本金又は出資の額		
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び所在地			
合併の方法及び条件			
合併の予定年月日			
合併を必要とする理由			

第7号様式(第5条の7関係)

卸売業者分割認可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

卸売業者  
所在地  
名称及び代表者氏名 ㊟

継承者  
所在地  
名称及び代表者氏名 ㊟

長崎市中央卸売市場業務条例第6条の5第2項の規定により、次のとおり卸売業者の分割の認可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

分割前の法人	名 称	
	卸売業務の許可年月日	
	許 可 番 号	第 号
	資本金又は出資の額	
分割により卸売の業務を承継する法人の名称及び所在地		
分割により承継させる卸売の業務に係る取扱品目		
分割の方法及び条件		
分割の予定年月日		
分割を必要とする理由		





第10号様式(第7条関係)

(表)

せり人登録証	
第 号	
写 真	卸売業者名 氏 名 生年月日 登録年月日 有効期限
上記の者は、長崎市中央卸売市場におけるせり人として登録していることを証明する。	
年 月 日	
長崎市長	印

- 注 1 大きさは縦5.3cm、横8.5cmとする。
- 2 写真は無帽上半身とし、その大きさは縦3cm、横2.5cmとする。

(裏)

- 1 この登録証は、長崎市中央卸売市場業務条例第12条第1項の規定により、せり人の登録を受けた者に交付する。
- 2 この登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この登録証は、有効期限を経過したとき、新たな登録証の交付を受けたとき又はせり人の資格を喪失したときは、遅滞なく市長に返還しなければならない。

第11号様式（第9条関係）

せり人章



備考

- (1) 材質 プラスチック又はこれに類するもの
- (2) 大きさ 直 径 6 cm
- (3) 地 色 白
- (4) 地 色 黒
- (5) 番号は、図示の例により、せり人の登録番号とする。



第12号様式(第14条関係)

仲卸業務許可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住所  
氏名 (印)

〔法人の場合は、その名称及び主たる事務  
所の所在地並びに代表者の氏名〕

長崎市中央卸売市場業務条例第18条第1項の規定により、次のとおり仲卸し業務の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

店舗の住所 又は所在地				
氏名又は名称 及び代表者氏名				
商号				
企業形態				
資本金又は出資金				
役員	役職名	氏名	役職名	氏名

注：申請者が個人であるときは、資本金又は出資金及び役員のカラムは記入しないでください。

第13号様式(第15条関係)



許 番	可 号	第	号
--------	--------	---	---

仲 卸 業 務 許 可 証

次のとおり仲卸し業務を許可する。

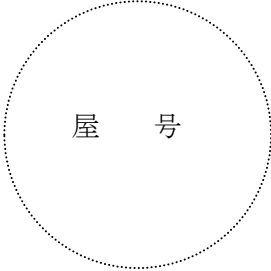
所 在 地	
名称及び代表者氏名	
商 号	

年 月 日

長崎市長



第14号様式(第17条関係)

仲 卸 業 者 章	
仲 卸 業 者	
<b>46</b>	 屋 号
氏 名	長崎市中央卸売市場

備考

- (1) 材質 プラスチック又はこれに類するもの
- (2) 規格 6cm×11cm
- (3) 地色 黄
- (4) 字色 黒
- (5) 番号は、図示の例により仲卸業者の許可番号とする。





第17号様式(第19条関係)

仲卸補助者章

仲卸補助者

仲卸補助者

46

氏名

屋号

長崎市中央卸売市場

備考

- (1) 材質 プラスチック又はこれに類するもの
- (2) 規格 6cm×11cm
- (3) 地色 黄
- (4) 字色 黒
- (5) 左端を赤(1cm巾)でふちどること。
- (6) 番号は、図示の例により仲卸業者の許可番号とする。

第18号様式(第21条関係)

仲卸業者事業譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 譲渡人  
 仲卸業者  
 住 所  
 氏 名 ①  
 譲受人  
 住 所  
 氏 名 ①  
 (法人の場合は、その名称及び主たる  
 事務所の所在地並びに代表者の氏名)

長崎市中央卸売市場業務条例第22条第1項の規定により、次のとおり仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲 渡 人	名 称			
	仲卸業務の許可年月日		許可番号	第 号
	資本金又は出資金			
	代表者氏名			
譲 受 人	名 称			
	仲卸業務の許可年月日		許可番号	第 号
	資本金又は出資金			
	代表者氏名			
譲 渡 し 及 び 譲 受 け の 予 定 年 月 日				
譲 渡 し 及 び 譲 受 け の 内 容 及 び 条 件				
譲 渡 し 及 び 譲 受 け を 必 要 と す る 理 由				

第19号様式(第21条関係)

仲卸業者合併認可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

仲卸業者

所在地

名称及び代表者氏名 ㊟

所在地

名称及び代表者氏名 ㊟

長崎市中央卸売市場業務条例第22条第2項の規定により、次のとおり仲卸業者の合併の認可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

合併前の法人	名 称		
	仲卸業務の許可年月日		
	許 可 番 号	第 号	第 号
	資本金又は出資の額		
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び所在地			
合併の方法及び条件			
合併の予定年月日			
合併を必要とする理由			



第20号様式(第21条関係)

仲卸業者分割認可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

仲卸業者  
所在地  
名称及び代表者氏名 ㊟

継承者  
所在地  
名称及び代表者氏名 ㊟

長崎市中央卸売市場業務条例第22条第2項の規定により、次のとおり仲卸業者の分割の認可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

分割前の法人	名 称	
	仲卸業務の許可年月日	
	許 可 番 号	第 号
	資本金又は出資の額	
分割により仲卸しの業務を承継する法人の名称及び所在地		
分割により承継させる仲卸しの業務に係る取扱品目		
分割の方法及び条件		
分割の予定年月日		
分割を必要とする理由		

第21号様式(第22条関係)

仲卸業務相続認可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住所  
氏名 印

長崎市中央卸売市場業務条例第23条第1項の規定により、次のとおり仲卸し業務の相続の認可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
	死 亡 年 月 日	
相 続 人	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	被相続人との続柄	
相 続 人 の 商 号		
相 続 開 始 の 年 月 日		

第22号様式(第23条関係)

許可番号

仲卸業務事業報告書

年 月 日

(あて先)長崎市長

仲卸業者

名 称

代表者氏名

長崎市中央卸売市場業務条例第25条の規定により、次のとおり事業報告書(事業年度  
年 月 日から 年 月 日まで)を提出する。

添付書類(事業主が個人である場合は、これらに準じたものを添付すること。)

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 株主資本等変動計算書

1 事業の概況

(1) 事業の概要(営業成績)

科 目	売上高	売上総利益(損失)	税引前当期利益(損失)
当 期	千円	千円	千円
前 期	千円	千円	千円
前期比	%	%	%

注：消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。

(2) 当事業年度の特記事項

--

注1： 営業成績が大きく変動した場合におけるその理由、代表者の変更その他重要な変更事項を記載すること。

注2： 商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を記載すること。

## 2 内部組織に関する事項

### (1) 事業運営組織

--

注：組織図で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名、担当業務の概要及び従業者の氏名を附記すること。

### (2) 役員の略歴及び持株数又は出資口数

役名及び職名	氏名 (年齢及び住所)	略歴	持株数又は出資口数

### (3) 役員及び従業員等の状況

区分		人数	平均年齢	平均勤続年数
役員	常勤	人	歳	年
	非常勤			
	小計			
従業員	営業関係			
	事務関係			
	小計			
合計 (うち仲卸業務専従者数)		( )		
臨時者年間平均雇用人数				

注1：従業員との兼務役員は、役員の方に記載すること。

注2：仲卸業務専従者数は、常時仲卸業務に従事している者の数を記載すること。

注3：臨時者とは、業務の繁忙期に一時的に雇用する者(アルバイト等)をいう。なお、常勤者とは、雇用条件に関係なく継続的に勤務している者及び短時間継続的に勤務している者をいう。

注4：臨時者年間平均雇用人数は、次の算式により算出するものとする。小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

臨時者年間平均雇用人数＝当該事業年度において雇用した延べ日数／当該事業年度の営業日数

### 3 仲卸業務の状況

#### (1) 仕入の状況(仕入先別取扱高)

区分	卸売業者からの仕入	卸売業者以外からの仕入	合 計
蔬 菜	千円	千円	千円
果 実			
その他			
合 計			

注1：卸売業者とは、本市場の卸売業者をいう。

注2：消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。

#### (2) 販売の状況(販売先別取扱高)

区分	市内	市外		合 計
		県内	県外	
一般小売店	千円	千円	千円	千円
大規模小売店				
そ の 他				
合 計				

注1：消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。

注2：一般小売店とは、青果物専門の小売店又は売場面積(商品を販売するために実際使用している売場の床面積をいい、支店を有する事業所は支店を含めた総面積をいう。)が250㎡未満の事業者をいう。

注3：大規模小売店とは、売場面積が250㎡以上のスーパー又は百貨店、生活協同組合、学校給食や事業所給食(社員食堂等)の給食を行う事業者、問屋(卸売業者、仲買業者等)をいう。

注4：その他は、上記以外の事業者をいう。

#### (3) 代金の回収状況(売掛債権の平均回収日数)

販売先の区分	平均回収日数	販売先業者数
一 般 小 売 店	日	
大 規 模 小 売 店		
そ の 他		

注：平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

$$\text{平均回収日数(日)} = \text{売掛債権(売掛金+受取手形)} / \text{売上高} \times 365 \text{日}$$

#### 4 兼業業務の概況

業 務 の 内 容	仕入高	売上高
	千円	千円

注1：兼業業務とは、許可を受けた卸売市場における仲卸業務以外の業務（長崎市中央卸売市場業務条例第50条の規定により届け出た業務）をいう。

注2：消費税及び地方消費税を含む額を記載すること。

第23号様式(第25条関係)

売買参加者承認申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住 所  
氏 名



〔 法人の場合は、その名称及び主たる事  
務所の所在地並びに代表者の氏名 〕

長崎市中央卸売市場業務条例第26条第1項の規定により、次のとおり売買参加者の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

住 所又は所在地				
氏名又は名称 及び代表者氏名				
商 号				
企 業 形 態				
資本金又は出資金				
役 員	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名

注： 申請者が個人であるときは、資本金又は出資金及び役員の欄は記入しないでください。



許 番	可 号	第	号
--------	--------	---	---

売 買 参 加 者 承 認 証

次のとおり売買参加者を承認する。

住 所(所 在 地)	
氏 名 (名称及び 代表者氏名)	
商 号	

年 月 日

長崎市長





第25号様式(第26条関係)

売 買 参 加 者 章

売 買 参 加 者

1 2 3

氏 名

長崎市中央卸売市場

備 考

- (1) 材 質 プラスチック又はこれに類するもの
- (2) 規 格 6cm×11cm
- (3) 地 色 白
- (4) 字 色 黒
- (5) 番号は、図示の例により売買参加者の承認番号とする。



第27号様式(第28条関係)

売 買 参 加 補 助 者 章

売 買 参 加 補 助 者

1 2 3

氏 名

長崎市中央卸売市場

備 考

- (1) 材 質 プラスチック又はこれに類するもの
- (2) 規 格 6cm×11cm
- (3) 地 色 白
- (4) 字 色 黒
- (5) 左端を赤(1cm)でふちどること。
- (6) 番号は、図示の例により売買参加者の承認番号とする。

第28号様式(第31条関係)

関連事業者許可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

住所  
申請者  
氏名 印

〔法人の場合は、その名称及び主たる事  
業所の所在地並びに代表者の氏名〕

長崎市中央卸売市場業務条例第29条第1項の規定により、次のとおり関連事業者の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

住所又は所在地				
氏名又は名称及び代表者氏名				
商号				
企業形態				
資本金又は出資金				
役員	役職名	氏名	役職名	氏名
関連事業の種類及び営業の内容				

注：申請者が個人であるときは、資本金又は出資金及び役員欄は記入しないでください。



許 番	可 号	第	号
--------	--------	---	---

関 連 事 業 者 業 務 許 可 証

次のとおり関連事業者を許可する。

住 所(所 在 地)	
氏 名 (名称及び 代表者氏名)	
商 号	
関連事業の種類 及び営業の内容	

年 月 日

長崎市長



第30号様式(第44条関係)

年 月 日	
入 札 票	
品 目	
数 量	
単 価	
入 札 者 名	
卸 売 業 者 名	
長崎市中央卸売市場	

第31号様式(第47条関係)

卸売業務以外の業務 開始  
変更 届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

開始  
変更

卸売業者  
名称  
代表者氏名

次のとおり卸売業務以外の業務を 開始  
変更 したいので、長崎市中央卸売市場業務  
条例第38条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者の名称	
業務の内容	
業務を営む理由	
業務開始の 予定年月日	
(添付書類)	
1 事業計画	

第32号様式(第49条関係)

市場外卸売場所指定解除届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

卸売業者  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け第 号で指定を受けた市場外における物品の卸売の場所について、長崎市中央卸売市場業務条例施行規則第49条第1項の規定により指定の解除をしたいので、次のとおり届け出ます。

場 所 の 所 在 地	
施 設 の 名 称	
物 品 の 種 類	
指 定 を 必 要 と し な く な っ た 理 由	



第33号様式(第49条関係)

市場外卸売場所指定申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

卸売業者  
名 称  
代表者氏名

長崎市中央卸売市場業務条例第40条第2項の規定により、次のとおり市場外における物品の卸売の場所の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

場 所 の 所 在 地	
施 設 の 名 称	
物 品 の 種 類	
指 定 を 必 要 と す る 理 由	

(添付書類)

- 1 施設の位置、種類、規模を記載した書面
- 2 指定の必要性を記載した書面
- 3 場所の位置を記入した図面



第35号様式(第50条関係)

市場外にある物品の卸売に関する報告書

年 月 日

(あて先)長崎市長

卸売業者  
名 称  
代表者氏名

次のとおり市場外における物品の卸売をしたので、長崎市中央卸売市場業務条例第41条第2号の規定により報告します。

1 仲卸業者及び売買参加者に対する卸売

卸売 年月日	品 目	出 荷 者	入 荷 数量	卸 売 数量	卸 売 価 格	卸売の相手方	
						商号	所在地

2 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売

卸売 年月日	品 目	出 荷 者	入 荷 数量	卸 売 数量	卸 売 価 格	卸売の相手方	
						商号	所在地





第38号様式(第52条関係)

受託契約約款 制定 届出書  
変更

年 月 日

(あて先)長崎市長

卸売業者  
名称  
代表者氏名

次のとおり受託契約約款を 制定 したので、長崎市中央卸売市場業務条例第45  
変更 条第1項又は第3項の規定により、受託契約約款を添えて届け出ます。

制定・変更 年 月 日	
変更事項	
変更を必要 とした理由	

添付書類 受託契約約款の写し 2部



第40号様式(第57条関係)

仲卸しの業務以外の業務 開始  
変更 届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

仲卸業者  
名 称  
代表者氏名

次のとおり仲卸しの業務以外の業務を 開始  
変更 したいので、長崎市中央卸売市場  
業務条例第50条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

届出者の名称	
業務の内容	
業務を営む理由	
業務開始の開始の 予定年月日	
(添付書類)	
1 事業計画	





第42号様式(第58条関係)

卸 売 結 果 報 告 書

年 月 日

(あて先)長崎市長

卸 売 業 者  
名 称  
代表者氏名

長崎市中央卸売市場業務条例第53条第2項の規定により、次のとおり報告します。

品 目	産 地	数 量	金 額	平 均 単 価	卸 売 価 格			売 買 取 引 区 分
					高 値	中 値	安 値	

注：売買取引区分欄にはセリ、相対、第三者販売(業務条例第41条第1号該当)、商物分離(業務条例第41条第2号該当)の中から該当する区分を記入してください。





第45号様式(第68条関係)

市場施設使用 指定 申請書  
許 可

年 月 日

(あて先)長崎市長

住 所  
申請者  
氏 名 (印)

〔法人の場合は、その名称及び主たる  
事業所の所在地並びに代表者の氏名〕

長崎市中央卸売市場業務条例第64条第1項又は第2項の規定により、次のとおり  
市場施設の使用 指定 許可 を受けたいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 施 設 の 種 類	
位 置	
使 用 面 積	
使 用 期 間	
そ の 他	

第46号様式(第69条関係)

市場施設使用 指定 許可 証

長崎市指令 第 号  
年 月 日

様

長崎市長



次のとおり市場施設の使用を 指定 許可 します。

使 用 目 的	
使 用 施 設 の 種 類	
位 置	
使 用 面 積	
使 用 期 間	
条 件	

第47号様式(第71条関係)

市場施設変更承認申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

〔法人の場合は、その名称及び主たる  
事業所の所在地並びに代表者の氏名〕

長崎市中央卸売市場業務条例第66条第1項の規定により、次のとおり市場施設の原状を変更したいので関係書類を添えて申請します。

対 象 施 設	
位 置	
面 積	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
工 事 予 定 期 間	
使 用 開 始 予 定 日	
そ の 他	

第48号様式(第76条関係)

使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

〔 法人の場合は、その名称及び主たる  
事業所の所在地並びに代表者の氏名 〕

長崎市中央卸売市場業務条例第71条第1項の規定により、次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使 用 料 の 種 類	
施 設 の 使 用 面 積	
期 間	
理 由	



第49号様式(第77条関係)

(表)

第	号	立入検査員身分証明書
写 真	職名	
	氏名	
		年 月 日生
上記の者は、長崎市中央卸売市場業務条例第73条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。		
	年 月 日	
	長崎市長	印

- 注 1 大きさは縦5.3cm、横8.5cmとする。  
2 写真は無帽上半身とし、その大きさは縦3cm、横2.5cmとする。  
(裏)

長崎市中央卸売市場業務条例(抜粋)

- 第73条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
  - 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。